

平成23年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 11月29日（火曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9時03分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○町長あいさつ	10
○閉会の宣告	11
閉 会 （午前 9時23分）	11

平成23年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月24日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成23年11月29日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員 (12名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	10 番	青	木	國	生	君
11 番	坂	本	金	光	君	12 番	富	岡	芳	男	君

○ 不応招議員 (なし)

平成23年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年11月29日（火）午前9時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	10 番	青	木	國	生	君
11 番	坂	本	金	光	君	12 番	富	岡	芳	男	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	谷	直	之	君
教	育	長	荒	井	幸	夫
総	務	課	長	川	島	賢
財	務	課	長	坂	本	道
住	民	福	祉	課		
保	健	年	金	係	長	茂
環	境	保	健	課	長	野
経	済	課	長	椎	名	信
建	設	水	道	課	長	石
会	計	管	理	者	長	野
兼	会	計	課	長		村
						耕
						一
						郎
						君

教 育 委 員 会
事 務 局 長

高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

荒 井 和 男
小 林 良 子
宗 川 正 樹

開 会 （午前 9時03分）

○開会の宣告

○議長（富岡芳男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（富岡芳男君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の条例改正1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成23年度7月分及び8月分並びに9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（富岡芳男君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

1番 襟 川 仁 志 君

2番 高 橋 純 一 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（富岡芳男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第3、議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今年度の人事院勧告が国家公務員の月例給を平均0.23%引き下げる勧告となったものの、政府においては東日本大震災の復興財源確保のため、人事院勧告を上回る平均7.8%を削減する給与臨時特例法案の成立を優先させるとの方針であり、そのため本町の職員給与については、総務副大臣通知にのっとり、群馬県人事委員会の調査結果等も参考にして、人事院勧告に基づき俸給表の引き下げを行うものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料の新旧対照表、横書きの表でありますけれども、これによりましてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、千代田町職員の給与に関する条例の一部改正の第1条関係でございますけれども、1ページから6ページにかけて、人事院勧告どおりの俸給表の引き下げを行うものでございまして、40歳代後半から50歳代にかけて、300円から、最高で2,000円の月例給の引き下げとなり、対象者は全部で44名となります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条関係でございますが、平成18年度に実施しました給与構造改革による俸給表の大幅な引き下げにより、改革後の給料額が改革前の金額を下回っている場合には、改革前の給料額を保障する現給保障額につきましても、今回の俸給表の引き下げに伴いまして、昨年度までの減額分0.41%に加えて、今回新たに0.49%を追加減額するものでございます。

また、本案附則第2条の規定により、職員給料表が平成23年4月1日にさかのぼって引き下げられることに伴いまして、4月1日において受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に0.37%を乗じた額に4月から11月までの8カ月間を乗じて得た額と平成23年6月期に支給された期末勤勉手当の合計額に0.37%を乗じた額を12月期の期末勤勉手当の期末手当から減額し、調整

をするものでございます。

なお、人事院勧告の中で、給与構造改革における経過措置となる現給保障額の平成24年度2分の1減額、平成25年度廃止の措置につきましては、群馬県の人事委員会勧告では実施しない勧告となっており、また県内市町村においても同様の対応が見込まれることから、本町におきましても今回の改正は見送ることといたしました。

施行期日につきましては公布の日からとし、平成23年12月1日から適用するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。

実質3%引き下げということなのですけれども、デフレ経済下で物価も下がっていますし、実質変わらないのではないかなというような見解です。国家公務員が7%引き下げられる中で、近隣も同様だということで、しょうがないかなと思うのですけれども、スト権がないからしょうがないかなと思うのですが、やはり民間の経済も厳しい中、公務員のほうもそれなりにやっていかなくてはならないかなというような見解ですが、町長の見解を求めます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

確かに厳しい状態というのは皆様もご承知のとおりであり、東日本大震災の影響で来年度は交付金もかなり引き下げられるのではないかなというような話も伺っております。こういう中にありまして、公務員の皆さんも減額というのですか、給料引き下げになるわけですが、これはいたし方がないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 以前、たしか昨年だったと思うのですけれども、私、反対した経緯があるのですけれども、今回、人事院勧告の部分ですね。群馬県の人事委員会におかれては見送りということなのですけれども、私、給料の削減、このままいきますと国のほうの予算のほうも、皆さんご承知のとおりなのです。それを考えますと、これからますます厳しくなっていくのかなと思われるのです。多分今後も給料、公務員に関しての給料というのは、これからますます削減の方向に向かっていくの

かなと思います。そう考えますと、まだその前にやることがあるのかなと。

といいますのは、国のほうの人事院勧告といいますのは、これは国会のほうには網がかかっていないわけですね。国会のほうは別にこれはまた審議をして、国会でそれを通して初めて通るという状況かなと思うのです。それを考えますと、国会議員の定数削減等を地方から強く求める必要があるのかなと。給料を下げるのではなくて、やはり国会議員の人員の削減ですね。これを国から強く求める必要が私はあるのかなと思うのですけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

今お話ししたとおりであり、国会議員のほうがそのままになっていて、各地域の人たちの公務員の人が人事院勧告ということで、そういうことになるというのは、ましてこういう日本の状態ですので、国会議員こそみずから、そういうことに対して熱い気持ちでやっていかななくてはならない中で、今までどおりの代議士がいっぱいいるというのは、どう見てもおかしいというふうに考えております。高橋議員さんが言ったとおりだと私は思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 私は議員という立場でこういうお話をするのは、立場が議員ですから。といいますのは、先ほどおっしゃったように、これからますます1年に1回もしくは2回ぐらいのペースでどんどん引き下げがあるのかなと思うのです。そうしますと、今、大震災も含めまして、相当、国の国家予算もかなりの状況になってきているわけです。そう考えますと、全国の都道府県初め市町村、これも含めて、やはり首長さんが中心になって、これは国のやることですからどうにもならない部分もあるのかもわからないですけれども、その辺は何かの形でやはりアクションを起こして、国のほうに訴える必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

今お話ししたとおり、そういう機運が恐らくこれから高まっていくという気持ちはあります。ここだと1市5町ですけれども、そういう中であって、そういう集まったときにそういうお話をしながら方向づけをやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

5番、福田正司君。

[5番（福田正司君）登壇]

○5番（福田正司君） 私も町長に見解だけを求めていると思うのですが、こうやって賃金が

全体的に下がる。これは、かなり是正をかけたとしても、賃金カーブって結局ゆがんでくるのですね。これは、特に新任職員の初任給の部分については、社会的な標準の中で初任給だけは決まってくるので、それで賃金引き下げの是正をかけたとしても、絶対に賃金カーブってゆがんでくるのですが、これを特に若年層、入社5年目ぐらいの方ですか、賃金下がってきてしまう。ここを何とか是正をかけてやるということは町でできること、これは査定の部分で若干町長が面倒見てやるという、これしかないなというふうに思っているのですが、そういった部分で賃金秩序を保つために、町長がこれから職員に対してどのような手を差し伸べてやれるのだろうか、そういったところを1件お伺いしたいのと、また役場職員に準ずる給与体系を持っているところがありますので、そちらのほうにも働きかけるのかどうか。2点だけお願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

これは、やはり検討してやらなくてはならないなというふうに考えております。私一人で簡単に決められるようなことではないので、いろいろ組織の中で検討し、どういうふうに持っていくかということこれから考えていきます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 議員のおっしゃるとおりで、ただ、平成18年に大幅な給料表の改正があったときには、初任給、それと若い人たちの給料については確保しようということで、中堅以降の給料が削減されて給料表ができています。今回もそういう対応でございます。

ただ、そうは言いましても、やはり優秀な人材を集めていくためには、若い人たちの給料というのをやはり確保していかなければいけないという部分がありますので、町長のほうとよく協議させていただいて、勤務評定等でも給料表、給料をいろいろ決めていくこともできますので、いろんな方法を使って確保には努めたいと思っております。

それと、もう一点、公務員に準ずるような組織の給料の話ですが、当然公務員のほうが削減になっていけば、そちらも削減になっていくべきであると思います。それがイコールなのか、それを下回るのか、それはまた今後いろいろ、町からもお金が出ている部分もございますので、十分協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） なかなか町長答えていただけなかったのを総務課長がすべて答えていただいたのですが、要は言いたかったのは、働きに報いる、労働の対価としての賃金をちゃんと考えてやってくださいという、ただそれだけだったのです。どうしても是正、今回も若年層は正かかっていますが、きれいな賃金カーブ、これではできないのです。ひずみが来たところの人たちにもやりが

いのある賃金、そういったものを確保してやってくださいという、そういったことだったものですか
ら、町長、一言だけ、そういった見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

会社の関係で、そういうところは確かに今どんどん多くなってくるというふうに感じております。
それをどのようにやっていくかというのを今総務課長が話したとおり、そういう中で検討して、いい
方向に持っていこうということでやっていきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（富岡芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成23年第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、人事院勧告を受けての町職員の給与に関する条例等の一部改正につ
きまして熱心にご審議を賜り、原案どおり議了いただきまして、誠にありがとうございました。

また、過日の産業祭では、フランクフルトの販売を実施いただき、大変お疲れさまでございました。
午前10時から午後1時までという短い時間でありましたが、皆様にはお骨折りをいただいたおかげで、
大いに盛り上がりを見せ、多くの来場者を楽しんでいただけたと思っております。議員各位のご協力に対し、

心から感謝を申し上げます。

早いもので、今年も残すところ約1カ月となり、急に冷え込んでまいりました。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、なお一層ご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（富岡芳男君） 以上をもちまして、平成23年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前 9時23分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年 月 日

千代田町議会議長

島岡 亨 男

①署名議員

高橋 純一

②署名議員

襟川 仁志